

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和2年12月18日（金） 9：59～10：17

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：菅 義 偉 内閣総理大臣

麻生 太郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）

武田 良太 国務大臣（総務大臣）

上川 陽子 国務大臣（法務大臣）

茂木 敏充 国務大臣（外務大臣）

萩生田 光一 国務大臣（文部科学大臣）

田村 憲久 国務大臣（厚生労働大臣）

野上 浩太郎 国務大臣（農林水産大臣）

梶山 弘志 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）

赤羽 一嘉 国務大臣（国土交通大臣）

小泉 進次郎 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）

岸 信夫 国務大臣（防衛大臣）

加藤 勝信 国務大臣（内閣官房長官）

平沢 勝栄 国務大臣（復興大臣）

小此木 八郎 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）

河野 太郎 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

坂本 哲志 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

西村 康稔 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

平井 卓也 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

橋本 聖子 国務大臣（東京オリンピック・パラリンピック担当大臣，内閣府特命担当大臣）

井上 信治 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

陪席者：坂井 学 内閣官房副長官

岡田 直樹 内閣官房副長官

杉田 和博 内閣官房副長官

近藤 正春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 7件

○公布（条約） 1件

○政令 13件

○人事 5件

○配布 1件

いずれも，案件表のとおり，決定，了解等となった。

議事内容：

○加藤国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、岡田副長官から御説明申し上げます。

○岡田内閣官房副長官：一般案件について、申し上げます。まず、「新たなミサイル防衛システムの整備等及びスタンド・オフ防衛能力の強化」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、防衛大臣から御発言があります。

次に、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」について、御決定をお願いいたします。本件は、地方公共団体からの提案等を踏まえ、地方公共団体への事務・権限の移譲等の推進に係る方針について定めるものであります。

次に、「日・英包括的経済連携協定」の効力発生のための公文の交換について、御決定をお願いいたします。本協定は、先の臨時国会で承認を得たものであります。あわせて、本協定を公布することについて、御決定をお願いいたします。

次に、「令和3年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」について、御了解をお願いいたします。本件につきましては、後程、西村大臣から御発言があります。

次に、信・解任状に認証を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、「ツバル国」及び「ナウル国」駐箚特命全権大使の異動に伴い、交付すべき信任状及び解任状であります。

次に、恩赦3件について、御決定をお願いいたします。復権及び刑の執行の免除を行うもので、うち2件が即位の礼に当たり行う特別基準恩赦であります。なお、即位の礼に当たり行う特別基準恩赦は、今回をもって終結しますので御報告いたします。

次に、政令13件について、御決定をお願いいたします。まず、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令」は、日・英包括的経済連携協定を実施するため、英国の国民及び法人を、引き続き調達手続の特例の対象となる供給者とする等と定めるものであります。

次に、「民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律附則第5条の政令で定める日を定める政令」は、債権者が登記所から債務者の不動産に関する情報を取得する手続の適用開始日を令和3年5月1日とするものであります。

次に、「押印を求める手続の見直し等のための財務省関係政令」、「独立行政法人造幣局法施行令」、「独立行政法人国立印刷局法施行令」、「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係政令」及び「押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係政令」の5政令の一部を改正する各政令は、国民や事業者等に求めている押印手続を不要とする等の規定の見直しを行うものであります。

次に、「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部改正法の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置令」は、著作権法の諸手続に係る手数料について、国立大学法人等も納付しなければならないこととする等所要の整備等を行うものであります。

次に、「臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、修得する

知識や技能水準の統一が図られるよう、臨床検査技師国家試験の受験資格の見直しを行うものであります。

次に、「生活保護法施行令の一部を改正する政令」は、被保護者健康管理支援事業の創設に伴い、同事業の実施に要する費用を国が負担する算出基礎額に追加するものであります。

次に、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部改正法の一部の施行に伴う関係政令の整備等政令」は、未婚のひとり親を国民年金保険料の申請全額免除の対象者として追加する等所要の整備を行うものであります。

次に、「公営住宅法施行令の一部を改正する政令」は、公営住宅の家賃の決定の基礎等となる収入の計算について、ひとり親に係る控除等を定めるものであります。

次に、「特定複合観光施設区域整備法第9条第10項の期間を定める政令」は、特定複合観光施設区域整備計画の認定の申請期間を、令和3年10月1日から令和4年4月28日までとするものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、ドイツ国駐箚大使八木毅外12名を願いに依り免ずることについて、御決定をお願いいたします。

次に、水産庁次長神谷崇に、日中漁業共同委員会委員たる日本政府代表等を命ずることについて、御決定をお願いいたします。

次に、財務省大臣官房付宮原隆を、国際復興開発銀行理事に、任命することについて、御決定をお願いいたします。

次に、法務省、外務省及び文部科学省人事といたしまして、お手元に配布しております資料のとおり承認することについて、御決定をお願いいたします。その主な内容は、法務省大臣官房長伊藤栄二が最高検察庁に転出し、その後任に出入国在留管理庁次長高嶋智光を、充てるものであります。

次に、永野勝美外144名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、配布資料といたしまして、「消費者物価指数」があります。本件につきましては、後程、総務大臣から御発言があります。

○加藤国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、防衛大臣。

○岸国務大臣：「新たなミサイル防衛システムの整備等及びスタンダード・オブ防衛能力の強化について」について御説明申し上げます。本件は、新たなミサイル防衛システムとして、イージス・システム搭載艦2隻の整備等を決定するものです。今後、イージス・アショア配備プロセスの停止に至った経緯を十分に踏まえつつ、厳しさを増す安全保障環境に柔軟かつ効果的に対応できるよう、その詳細について、丁寧かつ速やかに検討を進めてまいります。また、抑止力の強化についても、引き続き政府において検討を行ってまいります。さらに、防衛大綱・中期防に基づき、スタンダード・オブ防衛能力を迅速かつ柔軟に強化するため、多様なプラットフォームからの運用を前提とした12式地对艦誘導弾能力向上型の開発を行うこととしております。防衛省としては、国民の命と平和な暮らしを守り抜くため、引き続き着実に防衛力の強化を図ってまいります。

○加藤国務大臣：次に、西村大臣。

○西村国務大臣：「令和3年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」について、御説明いたします。令和2年度の我が国経済は、感染症の影響で厳しい状況となり、4、5月を底に持ち直しの動きが続いているものの、経済成長率は、実質でマイナス5.2パーセント程度、名目でマイナス4.2パーセント程度と見込まれます。一方、令和3年度については、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」の円滑かつ着実な実施により、公的支出による経済の下支えを図り、こうした経済対策の効果もあって、設備投資をはじめとする民間需要が喚起され、民需の自律的な回復も相まって、経済成長率は、実質で4.0パーセント程度、名目で4.4パーセント程度となり、年度中には、コロナ前の水準に回帰することが見込まれます。なお、感染症が内外経済を下振れさせるリスクに十分注意するとともに、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があります。経済財政運営に当たっては、引き続き感染拡大防止策に万全を期すとともに、成長力強化のためのデジタル改革・グリーン社会の実現、活力ある地方創り、切れ目ない子育て支援など重要な政策課題に取り組んでまいります。また、経済財政一体改革を推進し、デフレ脱却と経済再生の道筋を確かなものとしてまいります。関係閣僚各位には、引き続き御協力をお願いいたします。

○加藤国務大臣：次に、総務大臣から2件御発言がございます。

○武田国務大臣：まず、本日、消費者物価指数を公表いたしました。その主なポイントは、次のとおりです。11月の全国の消費者物価指数は、1年前に比べ0.9%の下落となりました。生鮮食品を除く指数は、1年前に比べ0.9%の下落で、4か月連続の下落となり、平成22年9月以来、10年2か月ぶりの下落幅となりました。これは、Go To トラベル事業の影響を受けた「宿泊料」や、原油安に伴うガソリンや電気代などの「エネルギー」などの下落によるものです。生鮮食品とエネルギーを除いた指数は、1年前に比べ0.3%の下落で、2か月連続の下落となりました。今後の新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、引き続き、物価動向を注視してまいります。

次に、本日、「学校施設の長寿命化計画の策定に関する実態調査」の結果に基づき、文部科学大臣に対して勧告を行います。この調査は、学校施設の長寿命化計画について、地方公共団体における策定及び検討の状況を調査したものです。調査の結果、学校の統廃合を検討中の市町村などでは、期限までの策定が困難とするものや、学校ごとの改修の内容などが記載されず、計画の実効性が確保されないものがみられたことから、地方公共団体の実情を踏まえ、計画の策定に必要な助言や見直しを促すことを文部科学省に求めています。文部科学大臣におかれては、今回の勧告の趣旨を御理解いただき、必要な措置を講じていただきますようお願い申し上げます。

○加藤国務大臣：次に、外務大臣。

○茂木国務大臣：中米3箇国におけるハリケーン被害、スーダンに流入したエチオピアからの難民及びシリアにおける人道危機の3案件に対する支援として、国連世界食糧計画(WFP)、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)を含む8つの国際機関に対し、合計1,930万ドルの緊急無償資金協力を行うこととします。具体的

には、これらの国際機関と連携しつつ、食料、毛布等の援助物資の配布や、保健、水・衛生分野の支援を実施するものです。

○加藤国務大臣：次に、文部科学大臣。

○萩生田国務大臣：独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長大東和美は、12月31日付けで退任いたしますが、その後任に前文部科学審議官芦立訓を令和3年1月1日付けで任命いたしたいので、御了解願います。

○加藤国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣議案件

〔令和2年
12月18日〕（金）

◎一般案件

- 資料あり
資あり
- 新たなミサイル防衛システムの整備等及びスタン
ド・オブ防衛能力の強化について（決定）
（内閣官房）
 - 〃 ○令和2年の地方からの提案等に関する対応方針に
ついて（決定）（内閣府本府）
 - 〃 ○包括的な経済上の連携に関する日本国とグレート
ブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協
定の効力発生のための外交上の公文の交換につい
て（決定）（外務省）
 - 〃 ○令和3年度の経済見通しと経済財政運営の基本的
態度について（了解）（内閣府本府）
 - 資料なし
資なし
 - ☆ ツバル国及びナウル国駐箚特命全権大使川上文博
に交付すべき信任状及び前任特命全権大使大村昌
弘の解任状につき認証を仰ぐことについて
（決定）（外務省）
 - 〃 ☆ { 1. 恩赦
1. 恩赦（特別）
について（決定）（内閣官房）

◎公布（条約）

- 資料なし
資なし
- ☆ 包括的な経済上の連携に関する日本国とグレート
ブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協
定（決定）（外務省）

◎政 令

- 資料あり
資あり
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の
特例を定める政令の一部を改正する政令（決定）
（総務省）
 - 〃 ○民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面
に関する条約の実施に関する法律の一部を改正す
る法律附則第5条の政令で定める日を定める政令
（決定）（法務省）

資料あり

- 押印を求める手続の見直し等のための財務省関係政令の一部を改正する政令（決定）（財務省）
- 〃 ○ 独立行政法人造幣局法施行令の一部を改正する政令（決定）（同上）
- 〃 ○ 独立行政法人国立印刷局法施行令の一部を改正する政令（決定）（同上）
- 〃 ○ 押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係政令の一部を改正する政令（決定）（厚生労働省）
- 〃 ○ 押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係政令の一部を改正する政令（決定）（国土交通・財務省）
- 〃 ○ 著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（決定）（文部科学省）
- 〃 ○ 臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）（厚生労働省）
- 〃 ○ 生活保護法施行令の一部を改正する政令（決定）（同上）
- 〃 ○ 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（決定）（厚生労働・財務省）
- 〃 ○ 公営住宅法施行令の一部を改正する政令（決定）（国土交通省）
- 〃 ○ 特定複合観光施設区域整備法第9条第10項の期間を定める政令（決定）（同上）

◎ 人 事

資料あり

- 特命全権大使八木 毅外 12 名を願に依り免ずることについて（決定）
- 〃 ☆ 水産庁次長神谷 崇に日中漁業共同委員会委員たる日本政府代表等を命ずることについて（決定）
- 〃 ○ 財務事務官宮原 隆を国際復興開発銀行理事に任命することについて（決定）

資料
あり

○各府省幹部職員の任免につき，内閣の承認を得ることについて（決定）

〃 ☆永野勝美外144名の叙位又は叙勲について（決定）

◎配 布

☆消費者物価指数

（総務省）

〔○署名あり ☆署名なし〕